

大火と「ちゃん」づけ

鹿児島放送 代表取締役社長 | 後田 竜衛

謹んで初春のお慶びを申し上げます。

昨年はとにかく暑い年でした。夏の酷暑が災害のレベルに達していると嫌でも実感させられた年でもありました。地球規模の気候変動は、温暖化だけでなく極端な乾燥や豪雨、豪雪といった様々な形で私たちの生活環境を脅かしつつあります。

昨年11月には、大分市の佐賀関で大規模な火災が発生し、海沿いに密集した住宅や倉庫など170棟余りが焼けました。被災された方々に心からお見舞い申し上げます。湿度40%未満と空気がカラカラに乾燥しているなか、強風に煽られた火はあっという間に燃え広がり、大量の火の粉があがって沖合約1.7kmの無人島の山林にまで飛び火しました。炎が夜空を不気味に照らしながら住宅や寺などの建物を飲み込んでゆく映像は、大火の恐ろしさを改めて感じさせました。

今年2026年は、干支（えと）でいうと「丙午（ひのえうま）」と呼ばれる年です。個人的には、干支といつも年賀状を書いたり送ったりする季節以外はあまり意識したことなかったのですが（その年賀状も仕事上のやりとりは大幅に減りました）、「ひのえうま」には大火事の恐怖や嫌悪感と結びついた迷信が知られています。

そもそも干支は、はるか昔の紀元前16～11世紀、殷の時代の中国で考案された暦や方位、物事の順番などを示す概念で、占いの要素を含んでいます。十干と十二支の組み合わせは60年で一巡します。なかでも「丙」と「午」はそれぞれ「火」の意味合いを持ち、その組み合わせである丙午の年は火の力を象

徴する年とされています。

そして、この年に生まれた女性は「男を不幸にする」「不幸な人生を送る」といった、まったく根拠のない差別的な言われようをしてきました。



江戸時代の初めのころは単に「『ひのえうま』の年は火事が多い」という言い伝えだったようですが、1683（天和3）年、16歳の少女が火あぶりの刑に処せられた「八百屋お七」の事件が「ひのえうま」に特別な意味合いをもたらしたようです。

江戸の火事で被災した少女が…

お七の実家の八百屋は東京の本郷にありました。天和2年の「天和（てんな）の大」で焼けてしまいました。火事が起きたのは、まもなく正月という旧暦の12月28日（西暦で1月25日）の正午ごろ。駒込のお寺から火の手があがり、江戸の町に燃え広がって翌朝まで燃え続け、最大3,500人が死亡したと推定されています。

お七の一家も焼け出された被災者家族で、近くの別の寺に避難していました。その寺に

は、住職の雑用係を務める小姓の少年がいました。ちょうど同じ歳ごろだった2人は恋に落ち、ひそかに契りを結んだと伝えられています。やがて実家の八百屋は再建され、一家は寺を出ましたが、お七は「もう一度、家が焼ければまた会える」と思いつめ、自宅に火を放ったのでした。

幸い、ボヤ程度で消し止められたようですが、放火の罪は当時も重罪とされており、また今でいう少年事件という要素もあって当時も量刑が注目されたようですが、お七は鈴ヶ森の刑場で火刑に処せられたのでした。

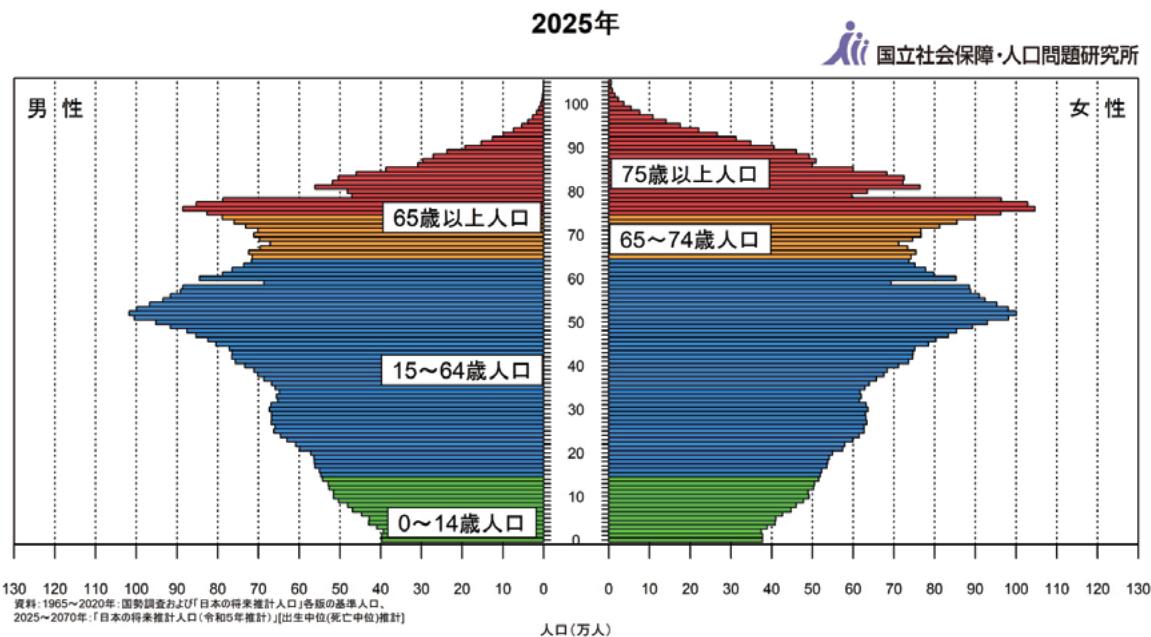
この事件は淨瑠璃のほか、井原西鶴の「好色五人女」という当時の浮世草子という読み物にも脚色して掲載され、世の中に広く知れ渡りました。この中で、お七は寛文6年の『ひのえうま』生まれ」と紹介されています。

生年や放火の罪に問われたこと自体は歴史的な事実と合致する情報だったのかもしれません

せん。ただ、この年に生まれた人がみんな同じような性質を持っているはずもないのに、「ひのえうま」の年に出産するのを避ける風潮が醸し出されました。大火に対する恐怖は、男性中心の封建的な社会の中で「気性の激しい女性」が疎まれた風潮ともあいまって、いつの間にかネガティブで差別的なイメージの矛先は特に女性に向けられるようになります。迷信として最近まで生き残っていた——という研究者たちの考え方のようです。

人口ピラミッドどうなる

最近の丙午は1966（昭和41）年でした。2025年の国立社会保障・人口問題研究所の年齢別「人口ピラミッド」の棒グラフを見ると、1966年生まれの59歳あたりの棒だけが男女ともそこだけ櫛の歯が欠け折れたように凹んでいることがわかります。



（出典 国立社会保障・人口問題研究所 HP）

ちなみに80歳前後のグラフが凹んでいるのは戦没者が最も多かった1945年の終戦のころを表し、その後のピークがいったん凹んで再び増え、さらに凹んでいるのは、戦後のベビーブームとその終焉、続く高度経済成長

からバブル経済、その崩壊と長期の景気低迷→少子化、という流れを表しています。とてもいびつな形で、なぜこれをピラミッドになぞらえたのか、今の子どもたちには想像が難しいかもしれません。

「ひのえうま」に話を戻しましょう。朝日新聞「令和の『ひのえうま』どうなる　迷信発の女性の受難、江戸からたどる」(2025年4月5日電子版)というタイトルの記事によると、前回「ひのえうま」の1966年の出生数は、その前年より46万人減って4分の3ほどになっています。江戸時代の迷信が昭和に入ってからも生き延び、少なからぬ家庭で出産を控えるという具体的な行動となって表れたことは驚きです。ただでさえ少子高齢化が進む昨今、令和の「ひのえうま」にはこうした現象が起きないことを祈るばかりです。

ところで、私たちも日常的にフェイクニュースやSNSによる誤情報の拡散に振り回されることが少なくありません。そういう意味では、私たちは残念ながら江戸時代の人々と比べ、あまり成長していないとも言えます。

私は新聞やテレビでの報道の仕事を通じて、事件や事故や裁判といった事実を伝える仕事に長らく携わってきました。伝える事実に間違いがあるてはならないのはもちろんですが、個々の事実にたとえ間違いがなくとも、それが全体としてどういう文脈で伝えられ、どういう印象で世の中に受け取られるかにも注意を払う必要がある、と感じることが増えた気がしています。そんなつもりはまったくないのに、意図しない印象を与えてしまったとして「印象操作だ」と批判されることもありました。

「〇〇ちゃん」はセクハラ」と判決

昨年秋、民間放送を担う放送局の経営者らが一堂に会する全国会議があったのですが、その場で基調講演をされたジェンダーの専門家が「放送は社会に対する影響がまだまだ大きく、コンテンツの内容や表現が女性に対する差別を助長したり、固着させたりする可能性がある。もっと自覚してほしい」と注意を

促していたのが印象に残りました。

その一つが名前の呼び方です。「〇〇ちゃん」「〇〇くん」「〇〇さん」といった呼称を、私たちは何の気なしに、当たり前のように日常の場面や相手に応じて使い分けています。テレビでも、番組出演者がそうした呼び方をしている場面があると思います。

ところが、職場で年上の同僚の男性から「〇〇ちゃん」と呼ばれたことなどがセクシュアル・ハラスメントにあたるとして、女性が元同僚や会社に550万円の損害賠償支払いを求めた裁判がありました。東京地裁は昨年10月23日、セクハラだったと認めて男性に22万円の支払いを命じる判決を言い渡したことがニュースとして報じされました。南日本新聞のコラム「南風録」(昨年11月5日朝刊)でも取り上げられていたのでご覧になった方も多いのではないでしょうか。

テレビ朝日ANNニュースなどによると、訴えていたのは大手の物流会社に勤めていた40代の女性です。同じ営業所にいた男性は、女性をちゃん付けで呼んだり、「かわいい」「体型、良いよね」などと話しかけることがあったそうです。女性はこれにより、うつ病や適応障害を発症して休職に追い込まれたと主張しました。

判決は、職場での「ちゃん」付けについて「親しみを込めて用いていたとしても年齢や性別、同じ営業所に勤務する従業員同士に過ぎないという関係性に照らすと、『ちゃん』付けで呼ぶことは原告女性に不快感を与えるものであったといえる」と指摘。そのうえで、容貌や体型に関する一連の男性の言動についても「業務上の必要性が認められず、社会通念上許される限度を超えた違法なハラスメントだ」として民法709条の不法行為の成立を認め、男性に賠償を命じました。

報道によれば、女性は元同僚だけでなく、職場の大手物流会社に対しても使用者責任(民法715条)に基づく損害賠償を求めてい

ましたが、こちらは男性とは別に、先に和解したそうです。解決金70万円を支払い、良好な職場環境の維持に努めることなどが和解条項に盛り込まれたと報じられています。「ちゃん付け」などの一連の言動を放置していた上司や会社にも責任があったと認定される可能性があったといえるでしょう。

判決の中で裁判官は、「ちゃん」付けを「幼い子どもに向けたもの」と指摘しました。男性は「親しみを込めただけ」と考えたのかもしれません、名前の呼称には年齢や性別、相手との上下や支配・被支配の関係を意識させる要素が含まれています。

年下の男性は「君」や呼び捨て。女性は「さん」か「ちゃん」。テレビや広告のギヨーカイでは、年下の男性を「〇〇ちゃ～ん」と呼ぶ慣習がかつてはあったようです。これも、「キミ、まだまだ若いね」と相手の未熟さを強調することで、対等な同僚とは扱っていないという軽いマウントの意味を込めていたのかもしれません。

それをお互いに了解しているなら、当事者同士は少なくとも問題は表面化しないのですが、周囲の人たちを巻き込んだ「職場環境」という点からは問題が生じる余地が出てきます。

名前の呼び方は一つの例にすぎません。相手に向かって語り掛ける言葉は、相手本人やそれを聞いている周囲の人たちを嫌な気持ちにさせることができます。昨年10月には、東北地方の民放テレビ局の社長が、不適切な言動やパワーハラスメントを行っていたとして代表取締役を辞任しました。報道によると、社員に「小学生でもわかるでしょう」「馬鹿野郎」などと発言していたとされています。また、酒の席などで他社の社長を呼び捨てにしたり、他社をおとしめたりする発言もあったと報じられています。

その場にいない人に対しても、敬意を欠く発言を聞かされる身になってみればハラスメントにあたる、ということでしょうか。

「言霊（ことだま）」というように、言葉には人を良い方にも悪い方にも変えてしまう力があります。どんな苦しいときにも支えてくれる励ましの言葉もあれば、「先祖の靈が救いを求めている」と法外な献金を迫る呪いのような言葉も世の中にはあります。

自分の言葉は、相手や周囲の人たちを傷つけたり嫌な気分にさせたりしていないだろうか。何の罪もない女性たちを苦しめてきた「ひのえうま」の今年、特に言葉に気を付けなければ……と自戒を込めて思うことでした。

(終)